

吾人は更に我議會政治の機構に就て検討の歩を進めて見たいと思ふ。

三、同第二因——政黨の專制政治、三權分立制の破壊

抑も我國の議會は憲法上與へられた権限を忠實に行使し、苟くも之を越へて不當の横暴を敢てしなかつたであらうか。各政黨擧つて金科玉條とする憲政常道論及政黨政治（議會の多數黨が政權を握る政治）は果して我憲法上の如何なる條章に根據を有するか。將又民政黨の主張たる議會中心主義とは何を意味するか。某御用教授の唱へたる天皇機關説は果して我國體の尊嚴を傷げざるや。黨人は議會政治即ち政黨政治なりと強辯すれど、我欽定憲法に於ては單に國民に對して結社の自由を認めたのみであつて、議會が政黨員に依つて組成せられねばならぬとか、又は組閣の天命は必ず議會の多數黨首領に降下せられねばならぬとは文章上よりも將又精神上よりも全く解し得られぬ所である。思ふに政黨が獨り立法權のみならず、行政權も併せて之を壟斷せんが爲め、英國の制度を模倣して主張したものであらう。けれどもかゝる主張は天皇の文武官任免大檢の拘束制肘であつて臣子として不逞至極である。

又議會中心主義とは何を意味するか。恐らく國內の諸政は立法と云はず、行政と云はず、司法に至る迄悉く議會を中心とし其多數黨をして掌握せしめんとするものなるべく、現に滿洲事變勃發當時迄政黨は立法行政の二權を獨占し、往々にして司法權に迄干與したりと云はれ、民政黨（預口内閣）に至つては倫敦條約の締結に際し遂に統帥干犯迄敢てするに至つたではないか。即ち憲法上當然分立せねばならぬ行政、立法、司法の三權を獨占し、

遂に天皇の大權迄侵犯するに至れば、議會の權限は無限大であつて議會中心主義や、天皇機關説の主張せらるゝも無理からぬことである。政黨は近時盛にファッショを以て專制政治であると攻撃して居るが、憲政常道論や議會中心主義は政黨の專制政治でなくて何であらう。自ら專制政治を行ひながら他の專制政治を攻撃する資格ありとは笑止千萬、天下に之れ程得手勝手の話はあるまいと思はるれども、彼等は恐らく辯明するであらう、政黨は元來國民より其代表として選舉せられたものであるから、政黨の爲す所は專制にあらずして國民の委任に基づく政治であると。左れども選舉に方り、金力權力を濫用し民意を誘惑、強制して克ち得た處の偽造の代表たる所以に至つては口を緘して語らず、口は調法なりとは眞に然りである。

我國の憲法に於て議會と、國務大臣と、裁判所とは各獨立して其職分を盡し、他を侵さずして相互に監督する所に、憲政運用の妙がある。所謂行政立法司法三權の分立制なるに拘らず、議會即ち其の多數黨が、是等の二、若くは三權を獨占するに至つては、是れ我憲法を無視して甚しき越權を敢てしたものと云はなければならぬ。之が爲め三權分立の精神は全く蹂躪せられ、政府の同類が多數を占むる議會は、何等政府に對して監督を行使しない政府は誰れ憚る所なく惡政稅政を恣にする様になり、又司法官は政黨員又は之に準すべき司法大臣の統攝下に在る爲め與黨議員の非事醜行に對し斷乎たる檢舉を行ふことが出來ず、かくの如くして政黨員たる國務大臣と議員の權暴墮落は停止する所を知らなかつたのが過去の狀態であり、議會政治に對する非難の高まつたのも當然の結果である。故に議會政治に對する信用失墜の二大原因は、政黨の腐敗墮落と三權分立制の破壊即ち政黨の專